

旭川医科大学病院院内助産推進専門委員会細則

(令和5年8月9日病院長裁定)

(設置)

第1条 旭川医科大学病院周産母子センター委員会規程（平成16年旭医大達第139号）第8条の規定に基づき、旭川医科大学病院に院内助産推進専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、別に定める院内助産運営基準に基づき、院内助産体制の円滑な運営に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 院内助産における助産師の業務に関する事
- (2) 院内助産の安全管理に関する事
- (3) 院内助産対象者の選定基準に関する事
- (4) 院内助産・助産師外来を担当・指導する助産師の基準と育成に関する事
- (5) 医師への相談・報告基準に関する事
- (6) 院内助産・助産師外来の評価に関する事
- (7) 院内助産の広報に関する事
- (8) その他院内助産の運営に関する事

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 周産母子センター長
 - (2) 産科婦人科教授
 - (3) 産科婦人科のうち周産母子科(産科)の医師 若干人
 - (4) 小児科のうち新生児科の医師 若干人
 - (5) 4階東ナース・ステーション看護師長
 - (6) 4階東ナース・ステーション副看護師長
 - (7) 助産師 1人
 - (8) 4階東病棟 病棟薬剤師 若干人
 - (9) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員は、委員長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、周産母子センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、原則として毎年1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この細則は、令和5年8月9日から施行する。

【制定理由】

院内助産の体制を整備するにあたり、旭川医科大学病院院内助産推進専門委員会を設置するため、所要の規程を制定するものである。